

「交通事故の証拠は存在しない」

民事で「逆転無罪」

遺族の賠償請求棄却

大阪地裁判決

一つとなった。しかし、平野裁判官は証言について「カメラの故障が分かったのは事故の翌月なのに、修理に出したのは1年8カ月後だったなど疑念が不自然だ。事故跡を撮影したという主張自体に疑問を持たざるを得ない」と、警察官の証言の信頼性を否定した。

警務方警の取り調べ段階から、一旦して「人に衝突した感触はなく衝突音も聞こえなかった」と主張したが、認められなかった。

「物証なしに有罪とした刑事裁判の判決は、いかにけん極まりない」と話している。【伊東かよ子】

刑事裁判では、事故捜査をした警察官が「自動車には、人が接触したような、鮮明なほこりがぬぐわれた跡があったが、カメラの故障で撮影に失敗した」と証言し、有罪の決め手の

府警捜査官の話、民事事件につきコメントは差し控えた。

まれにあるケース
井戸田侃(あきら)・大阪国際大教授(刑事法)の

るため、こうした事態が起こる。物証の乏しい交通事故は、判断が分かれる典型的なケースで、法廷で証言する事件の当事者や遺族の態度によって裁判官の心証は変わる。裁判は人間がやるもので、コンピュータのようににはいかない。

た可能性は否定できない」として、遺族の請求を棄却した。刑事裁判では、男性は業務上過失致死罪に問われ、無罪を主張したものの、昨年12月、大阪地裁で禁固1年6月、執行猶予3年の判決を言い渡された。

「被告の立場から逃れた」として控訴せず、刑は確定した。

はね、転倒させて死じさせたとされた。しかし、男性は「横断歩道に女性が倒れているのを発見し、抱きかかえて近くの料理店に運び、警察と救急車を呼ぶように頼んだ」と説明。大阪府

歩行中の女性(当時65歳)を自動車ではね、脳挫傷などで死させたとして、女性の遺族が運転していた大阪府枚方市内の男性46歳を相手取り、約2300万円

の損害賠償を求めた民事訴訟から女性が路上に倒れている

た可能性は否定できない」として、遺族の請求を棄却した。刑事裁判では、男性は業務上過失致死罪に問われ、無罪を主張したものの、昨年12月、大阪地裁で禁固1年6月、執行猶予3年の

の判決を言い渡された。「被告の立場から逃れた」として控訴せず、刑は確定した。

はね、転倒させて死じさせたとされた。しかし、男性は「横断歩道に女性が倒れているのを発見し、抱きかかえて近くの料理店に運び、警察と救急車を呼ぶように頼んだ」と説明。大阪府

た可能性は否定できない」として、遺族の請求を棄却した。刑事裁判では、男性は業務上過失致死罪に問われ、無罪を主張したものの、昨年12月、大阪地裁で禁固1年6月、執行猶予3年の

の損害賠償を求めた民事訴訟から女性が路上に倒れている